

## 改正大気汚染防止法の施行後5年経過における検証について

環境省水・大気環境局大気環境課

## 1 経緯

環境問題の対象が地球温暖化や廃棄物・リサイクル等にも多様化し、公害防止を取り巻く状況が構造的に変化する中、平成18年から平成19年にかけて、大企業も含めた一部の事業者において、ばい煙量又はばい煙濃度（以下「ばい煙量等」という。）の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなった。

こうした状況にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、平成22年5月に大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、平成23年4月から施行された（一部平成22年8月施行）。

改正法による新たな制度・規制については、その附則において、「施行後5年を経過した場合において、第1条の規定による改正後の大気汚染防止法及び第2条の規定による改正後の水質汚濁防止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

## 2 改正事項及び施行状況

## (1) ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則について

## ア 改正事項（大気汚染防止法第16条及び第35条第3号）

一部の事業者により排出測定データの改ざん事案が発生したことにかんがみ、排出測定データの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けた。

## イ 施行状況

「平成28年度大気汚染防止法施行状況調査<sup>※1</sup>（平成27年度実績）」並びに都道府県及び大気汚染防止法政令市（以下「都道府県等」という。）へのアンケートによる補足調査において、ばい煙量等の測定結果の記録及び保存に関する規制事務実施状況を調査した。

平成27年度のばい煙量等の測定結果の記録及び保存等に係る行政指導数は表1のとおりである。

<sup>※1</sup> 大気汚染防止法に基づき、都道府県等に届出されたばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん及び特定粉じん発生施設等の固定発生源に係る届出状況並びに規制事務実施状況等の情報を収集し、集計を行っているもの。

虚偽の記録については、大気汚染防止法施行規則に規定するばい煙量等測定記録表に排出ガス量の虚偽記録が行われ、当該排出ガス量から計算される硫黄酸化物の量についても結果的に虚偽の記録となった例があり、事業者は市の指導により、再発防止策の実施状況について定期的に市に報告を行っている。

また、測定結果の未記録、未保存についても、都道府県等による指導が行われ、測定結果（燃料使用量）を記録していなかった事業者が記録を行う、測定記録を保存していなかった事業者が測定業者から測定記録を取り寄せ適正に保存するなど、改善対応が行われている。

なお、平成 23 年度以降、ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽の記載又は未保存に関して都道府県が告発を行った例はなかった。

表 1 ばい煙量等の測定結果の記録及び保存等に係る行政指導数（平成 27 年度）\*

	未記録	未保存	虚偽の記録
都道府県等による行政指導数	4	38	1

\*平成 27 年度の都道府県等によるばい煙発生施設への立入検査件数は 14,041 件。

## (2) ばい煙に係る改善命令の発動要件の見直しについて

### ア 改正事項（大気汚染防止法第 14 条）

排出基準を継続して超過する事案が発生した場合に、地域住民の安全・安心・信頼を確保する上で地方公共団体による共通の判断基準に基づく機動的な対応が可能となるよう、都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、被害要件（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められること）がなくとも、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができることとした。

### イ 施行状況

都道府県等へのアンケートにより調査<sup>※2</sup>を行った。

被害要件を伴わない場合に改善命令が行われた件数は 1 件であった。

当該事例では、ばい煙発生施設にてばいじんの排出基準値超過が確認された際、当該事業場の近隣には住宅地がなく、人への健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められないものの、今後も排出基準に適合しないばいじんを継続して排出するおそれがあるとして、改善命令が発出された。

また、都道府県等から、現場指導の際に改善命令を背景とした行政指導が可能となり、命令に至る前に改善が図られることが増加したとの回答があった。

<sup>※2</sup> 都道府県等へ法施行以後（平成 23 年度以降）の状況について平成 28 年 7 月にアンケート調査を実施。159 都道府県市へアンケートを実施し、146 都道府県市から回答を得た（回答率 92%）。

### (3) 事業者の責務規定の創設について

#### ア 改正事項（大気汚染防止法第 17 条の 2）

事業者による取組が業種や規模を問わず継続的に実施され、大気環境への負荷が軽減されるよう、事業者において公害防止業務に従事する者の取組を効果的に促進するという観点から、事業者による自律的な公害防止管理の取組を促すため、事業者は、ばい煙排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制に必要な措置を講ずるようにしなければならないこととした。

#### イ 施行状況

都道府県等へのアンケートにより調査<sup>\*2</sup>を行った。結果は表 2 のとおりである。

表 2 事業者の責務規定に関するアンケート調査結果（自主的な公害防止の事例）

事業者による取組	具体例
自主目標（規制）値の設定	法の基準より厳しい自主目標値を設定
自主測定の実施	測定義務がない施設で測定を実施 等
燃料の改善	A 重油→都市ガス 等
排ガス処理方法の改善	排ガス処理施設の変更 等
ばい煙発生施設の改善	大型重油ボイラー単機→ガス専焼小型ボイラー複数機、低 NO <sub>x</sub> ガス専焼ボイラーの採用 等
ばい煙発生施設の適正管理	効率、温度及び圧力等の管理
公害防止協定等の締結	法の基準より厳しい協定値の遵守、テレメータへの接続による常時監視、自主目標基準等の設定、自主測定値の都道府県等への報告、測定頻度の増加 等

### 3 検討結果

#### (1) ばい煙量の測定結果の未記録等に対する罰則

大気汚染防止法施行状況調査の結果をみると、告発に至った例はないものの、未記録、未保存及び虚偽の記録が行われた事例があり、都道府県等の指導により改善が図られている。

当該規定は、事業者によるばい煙量等の測定結果の適正な記録及び保存に寄与していると考えられる。

#### (2) ばい煙に係る改善命令の発動要件の見直し

都道府県等を対象とした調査では、当該規定による改善命令の例がみられたほか、現場指導の際に改善命令を背景とした行政指導が可能となり、命令に至る前に改善が図られたとの回答があり、事業者による排出基準の遵守に一定の効果があったと考えられる。

### (3) 事業者の責務規定

都道府県等を対象とした調査では、事業者において、自主目標（規制）値の設定、自主測定（測定義務がない施設等も含む）の実施、燃料の改善、排ガス処理方法の改善、ばい煙発生施設の改善、ばい煙発生施設の適正管理、公害防止協定等の締結（法の基準より厳しい協定値の遵守、テレメータへの接続による常時監視、自主目標基準等の設定、自主測定値の都道府県等への報告、測定頻度の増加等）などが行われているとの回答があり、事業者による自主的な取組が促進されているものと考えられる。

以上から、これらの規定の運用は、事業者及び都道府県等による公害防止対策等の効果的な実施に寄与しているものと考えられ、今後も引き続き施行の状況を注視していくこととする。